令和２年３月２３日

市内小中学校・幼稚園
保護者の皆さまへ

亀山教育委員会

新型コロナウイルス感染症に係る春季休業期間中の取扱いについて

平素は、本市の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、この度の新型コロナウイルス感染防止のための臨時休業に際しまして、多くのご苦労ご負担の中、ご理解ご協力賜りましたことを重ねてお礼申し上げます。

さて、すでに報道等を通じてご存知の通り、３月１９日に国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解が示されました。

つきましては、現在、亀山市を含む鈴鹿保健所管内での感染者が確認されていない状況であることから、春季休業期間中の取扱いは以下の通りとします。

記

１　春季休業期間
３月２６日（木）から４月５日（日）までを春季休業とします。

２　子どもたちの過ごし方について
別紙「春休み中の過ごし方について」を参考に、ご家庭での指導助言をお願いします。

（１）子どもたちの日常生活について
〇手洗いや咳エチケット等、健康管理や感染症対策の徹底を継続する。
〇規則正しい生活を送る。
〇家庭での役割を担う。（手伝い等）
〇おうちの方と相談し計画的に春休みを過ごす。

（２）子どもたちの外出について
〇屋外での適度な運動や散歩等は、保護者監督の下、または保護者了解の下で健康管理や感染症対策の徹底に留意しながら可とする。
※学校の運動場については、感染症対策の徹底や安全に留意して子どもたちが使用することを認める。
〇風邪症状がある場合は、外出を控え、やむを得ず外出する場合にはマスクを着用する。軽い風邪症状（のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけなど）でも外出を控える。
〇規模の大小に問わず、外出の際は以下の「３つの条件が同時に重なる場」へ参加することを自粛する。

①　換気の悪い密閉空間 ②　人が密集している ③　近距離での会話や発声が行われる

（３）家庭学習について

各学校から出される学習課題や読書等に計画的に取り組ませてください。なお、３学期末の未履修の内容がある場合は新年度に各学校で指導します。

３　中学校部活動について

部活動は、３月２６日（木）から実施可とします。

※実施する場合、健康管理や感染症対策の徹底を図ります。

※他校との練習試合や対外試合は実施しません。

※亀山市部活動ガイドラインを遵守して活動します。

４　学校の施設開放について

学校の運動場や体育館の施設開放については、放課後児童クラブに加え、学校体育施設開放運営委員会に登録している子どもを対象とした団体の活動に対しては、健康管理や感染症対策の徹底に留意しながら施設を開放します。

なお、新年度の始業式や入学・入園式をはじめ、学校再開に関しては、今週中に追って連絡します。

また、今後、感染拡大等、様々な状況が想定されることから、状況の変化により、対応に変更が生じる場合もありますことをご理解ください。